

案内

最低賃金の改正 時間額は1,001円

岐阜労働局は、年齢や雇用形態に関係なく、県内で働くすべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」を、時間額 1,001円(51円アップ)に改正します。

発効は、10月1日からです。

詳しくは、岐阜労働局賃金室(☎058-245-8104)へ。

ごみの屋外焼却はやめましょう

家庭において、ごみを屋外で焼却することは、一部の例外を除いて法律で禁止されています。

屋外焼却は、ばい煙や悪臭だ

けでなく、有害物質であるダイオキシンの発生にもつながり、周囲にも大変迷惑です。

各家庭ではごみを燃やさず、分別を徹底し、指定された日に「ごみステーション」に出してください。

詳しくは、環境衛生課(☎47-8563)へ。

9月1日～10月31日は「行政相談月間」

- ＊とき／①毎週水曜日の午前9時～正午 ②毎月第2水曜日の午後1時～4時
- ＊ところ／①市役所2階市民相談室 ②上石津地域事務所
- ＊内容／行政相談員による行政全般についての無料相談(当日受付)
- ＊問合せ／まちづくり推進課(☎47-8548)へ

新規対象者には手続きの案内が届きます！ 年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金の収入などが一定の基準以下の年金生活者を支援するために、年金に上乗せして支給される制度です。

今年度から新たに対象となる人には、日本年金機構から請求手続きの案内が9月から順次届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要事項を記入して切手を貼り、郵便ポストへ投函してください。すでに年金生活者支援給付金を受給し、今年度も受給要件を満たす場合は、手続きは不要です。

詳しくは、給付金専用ダイヤル(☎0570-05-4092)または大垣年金事務所(☎78-5166)へ。

先端設備の導入で固定資産税が軽減されます

中小企業の設備投資の支援措置として、償却資産に係る固定資産税を軽減する特例措置を実施しています。

当制度について詳しくは、産業振興室(☎47-8609)へ。

固定資産税について詳しくは、課税課(☎47-8158)へ。

- ▶特例措置／対象となる設備に係る固定資産税を下表のとおり軽減する ※都市計画税は除く

区分	特例期間	課税標準額
賃上げ表明なし	3年間	1/2に軽減
賃上げ表明あり	4年間	1/3に軽減

- ▶対象事業者／中小企業者など(資本金額1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業主など)で、先端設備等導入計画と投資計画を策定し、市の認定(労働生産性3%以上向上など、市計画に合致)を受けた者 ※大企業の子会社などを除く
- ▶対象設備／生産、販売活動などの用に直接供される設備であって、投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された下表の設備 ※中古資産は除く
- ▶適用／令和7年3月31日までに取得される設備

設備等区分	最低取得価格
機械・装置	160万円以上
測定工具および検査工具	30万円以上
器具・備品	30万円以上
建物附属設備	60万円以上

マイナンバーカード申請のお知らせ 福祉施設での出張申請受付を開始します

希望する全ての市民の皆さんがマイナンバーカードを取得できるよう、窓口に来庁することが難しい人を対象に、マイナンバーカードの出張申請受付を開始します。

市内の福祉施設などへ市職員が伺い、顔写真撮影を含めたマイナンバーカードの申請受け付けから交付までを行います。

対象施設からの申し込みとなりますので、詳しくは、市HPをご覧ください。窓口サービス課(☎47-8764)へ。

- ▶対象施設／市内の障がい者福祉施設、高齢者福祉施設
- ▶対象者／市内に住民票があり、対象施設の入所者および利用者で、初めてマイナンバーカードを取得する人(再交付、更新は除く)
- ▶申込期間／9月2日(月)～12月27日(金)(予定)
- ▶実施期間／9月中旬～令和7年2月末日(予定)



市HP

交付・申請の休日・夜間窓口開設

- 平日の業務時間内に来庁が難しい人を対象に、マイナンバーカード交付・申請などの休日・夜間窓口を開設します。
- ▶とき／【休日窓口】9月8日(日) 午前9時～正午
【夜間窓口】9月10日(火)・12日(木) いずれも午後5時15分～7時30分
 - ▶ところ／窓口サービス課
 - ▶内容／マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新など
 - ▶問合せ／同課(☎47-8764)へ



心身障害者医療費助成制度受給者証の更新

心身障害者医療費助成制度の対象者(下表)に、新しい受給者証と更新申請書を、9月初旬に発送します。

郵送された申請書に、必要事項を記入して、同封の返信用封筒で郵送してください(窓口での申請は混雑が予想されます)。

なお、現在ご利用の受給者証の有効期限は、9月30日です。10月1日以降は、新しい受給者証を医療機関に提示してください。また、有効期限の切れた受給者証は細断し、ご自身で破棄してください。

詳しくは、国保医療課福祉医療・後期医療グループ(☎47-8140)へ。

対象者
身体障害者手帳(1～3級)、療育手帳(A1～B1)、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)のいずれかをお持ちの人 ※本人、配偶者、扶養義務者などに所得制限あり

介護人材就労支援奨励金を交付します

- 介護サービス事業所に新たに就労する介護職員に奨励金を交付します。
- ▶対象者／下表のとおり
 - ▶奨励金額／5万円(いずれかの区分で1回限り)
 - ▶申込／申請書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し介護保険課(☎47-7409)へ

区分	対象者
訪問介護員	①市内在住の人 ②平成29年10月1日以降に介護職員初任者研修を修了した人 ③市内の次の対象事業所で、6か月以上継続して訪問介護員として勤務している人 【対象事業所】 市内の訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービスを行う事業所
若年層就労者	①市内在住の人 ②最終学歴の学校(中学校、高校、高等専門学校、専修学校、大学など)を卒業してから5年以内の人 ③令和6年4月1日以降、市内の介護サービス事業所に就労し、6か月以上継続して正規雇用の介護職員として勤務している人